

在宅高齢者支援の推進

1 事業内容の変更を行った事業

【紙おむつ支給事業】

〈概要〉

- ・在宅高齢者が住み慣れた地域で継続した生活を実現するため、紙おむつが必要で要件を満たした高齢者に対し、その生活の質を確保し、紙おむつ使用に係る本人及び家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的に、紙おむつの現物給付を行うもの
- ・第9期介護保険事業計画期間から以下のとおり事業内容を変更して実施

〈変更点〉

- ・対象者を要介護1から5までの方に拡大、利用上限額は4,400円、すべての利用者から利用金額の1割の自己負担を徴収

	変更後	変更前
根拠法令等	介護保険条例 R6. 4. 1～ 市町村特別給付	富士見市在宅高齢者支援事業 要綱
財源	介護保険特別会計 第1号保険料 100%	介護保険特別会計 地域支援事業（任意事業） 交付金
自己負担	利用金額の1割負担（4,400 円以内） ・利用上限額 4,400 円の場合、 自己負担 440 円	自己負担なし（4,000 円以内） ・4,000 円を超える場合は、総 額から 4,000 円を差し引いた 額を負担する
対象者	要介護 1～5 常時失禁状態にあり紙オム ツの使用が必要と認められ ること ・認定調査認定調査票「排尿」 又は「排便」項目の「介助」 又は「見守り等」等から確認	要介護 3～5 紙おむつの使用が必要と認め られること
排泄状況 の確認	介護保険主治医意見書・認定 調査票の確認、CMからの聞 き取り等	訪問調査

〈変更のない要件〉

65歳以上、市民税非課税世帯

上限を超えた分は全額利用者負担で業者に支払う

〈令和6年4月～9月までの延利用者〉

要介護1～2：247人（要介護1：105人、要介護2：142人）
18.6%

要介護3～5：1,081人 81.4%

〈参考〉

※市町村特別給付等の考え方について

○市町村特別給付等について

介護保険制度においては、介護保険法で定めるサービス以外に、条例で定めることにより、市町村特別給付、保健福祉事業を実施することができるほか、国が定める区分支給限度基準額等を上回る支給限度額を設定することができます。

これらを実施した場合、財源は全て第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

(1) 市町村特別給付（いわゆる「横だしサービス」）

介護保険法で定める介護給付及び予防給付以外のサービスを、要介護者、要支援者を対象として市町村が独自に介護保険サービスに加えること。

（他自治体の当該事例：紙おむつ支給、移送サービス、配食サービス、寝具乾燥サービス）

(2) 保健福祉事業

地域支援事業以外に、要介護者の介護者等への支援や、要介護状態の予防のための事業を市町村が独自に実施すること。

（当該事例：介護予防教室、健康づくり教室、家族リフレッシュ事業等）

2 見直し予定の事業

(1) 【配食サービス事業】

〈事業概要〉

- ・調理が困難で安否確認が必要な高齢者に対し、栄養バランスの摂れた「昼食」を配食するもの（所得要件なし）
- ・1食当たりの利用者負担は400円（市負担額356円）

〈課題〉

- ・安否確認を含めた配食サービスを展開する民間事業者が一般化
- ・食事を公費で負担することについて再考する必要がある

〈見直しの方向性〉

- ・対象者を非課税世帯のみに見直し、事業を継続

〈理由〉

- ・現利用者の中には、経済的理由から当該事業による食事だけが、しっかり栄養の摂れる機会となっている方もいる
- ・経済的支援の側面を考慮し、上述の見直しを検討する

(2)【寝具乾燥サービス事業】

〈事業概要〉

- ・身体的理由などにより寝具乾燥が困難な高齢者世帯に対し、月2回寝具乾燥、年1回水洗いを行うもの
- ・利用者の自己負担は無い

〈課題〉

- ・市販の布団乾燥機が一般化している
- ・頻度等を見直す余地がある
- ・介護保険サービスを活用しヘルパーなどが対応することで、寝具乾燥ができる場合もある

〈見直しの方向性〉

- ・事業は継続
- ・寝具の水洗いや乾燥の頻度を、他自治体の状況等も勘案し検討
- ・対象者を非課税世帯に限定することも検討

〈理由〉

- ・寝具乾燥サービスの希望者への訪問調査時、日常生活動作や生活環境の確認の他に、ヘルパーによる対応の可否や市販の布団乾燥機の利用についての説明や提案を行い、それが困難な状況であることも確認したうえで利用の決定を行っており、一定のニーズがある
- ・一方で、事業対象者や事業内容（頻度）は他自治体の状況を研究する等見直しの余地がある

(3)【日常生活用具給付等事業（福祉電話・電磁調理器）】

〈事業概要〉

- ①福祉電話貸与：市民税非課税世帯で固定電話の連絡先確保が必要な独居高齢者に対し、固定電話の貸出、回線の貸与を行うもの
- ②電磁調理器給付：認知症など火災の危険がある独居高齢者に対し、電磁調理器を給付するもの

〈課題〉

- ・携帯電話、電磁調理器が一般化、低廉化し、支援ニーズが減少
- ・これにともない利用実績が減少
(令和5年度実績 福祉電話：1件、電磁調理器：1件)

〈見直しの方向性〉

- ・第9期計画内での事業の廃止を視野に検討
- ・福祉電話の現利用者については、事業の廃止以降も利用継続できるよう措置
- ・緊急時連絡システム利用への影響がないことを精査

〈理由〉

- ・事業を開始した平成13年に比べ、モバイル端末（携帯電話、PHS、スマートフォン）の普及が顕著で、オール電化住宅の増加などIHコンロが一般化、低廉化している
- ・安価な費用でモバイル端末を入手できる生活困窮者へ向けた支援策がある
- ・固定電話についても、加入権の購入なく月額料金のみで利用できるプランがある
- ・電磁調理器は、ガスコンロより火災のリスクが少ないものの、誤った使い方をしてしまうと火災に繋がるリスクがあるため、認知症のある高齢者へ向けた防火対策として十分とは言えない
- ・本事業のニーズは著しく減少しており、事業運営について検討する

(4)【徘徊探知機貸与事業】(認知症施策の推進)

〈事業概要〉

- ・介護保険の要介護認定を受けた徘徊のある高齢者等を在宅介護する方に対し、小型のGPS発信機を貸与するもの
- ・自己負担月額500円

〈課題〉

- ・携帯電話やウェアラブル端末など、GPSを搭載した機器が一般に普及している
- ・同様の民間サービスが普及しつつある
- ・利用者ニーズが減少している(令和5年度実績 新規2件)

〈見直しの方向性〉

- ・事業の存廃を検討
- ・現利用者の利用状況確認や代替サービスの情報収集を実施

〈理由〉

- ・事業を開始した平成14年に比べ、GPS機器が一般化、低廉化していて、自ら位置情報の取得や確認が比較的容易に可能な環境となっている
- ・複数の民間事業者が同様のサービスを提供しており、行政が提供する必要性

が不明瞭

- ・県内54自治体のうち23自治体(約42%)が同事業を実施していない(令和4年度調査)
- ・利用者は減少傾向(令和6年度9月末現在9件)で、市内の認知症の方(約2,600人)の人数に比べ、著しく少ない(約0.3%)